

別表（第3条、第6条、第7条関係）

1 補助事業	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助率	5 重要な変更	6 実績報告期限
1 酪農経営支援	大山乳業農業協同組合（以下「大山乳業」という。）	令和5年4月から令和6年3月までの月毎に大山乳業が示す乳用牛（経産牛）1日1頭あたりの飼料価格又は上限額2,578円のどちらか低い額から基準価格を減じた額に乳用牛（経産牛頭数）と日数を乗じて得た額 ただし基準価格は令和5年4月から7月は1,963円、令和5年8月から令和6年3月は2,321円とする	令和5年4月から7月は1/4以内、令和5年8月から令和6年3月は1/2以内	補助金の増額に係るもの	令和6年3月28日
2 肉牛及び養豚経営支援	公益社団法人鳥取県畜産推進機構	(1) 令和5年4月から令和6年3月までに肉用牛肥育経営安定交付金制度及び肉豚経営安定交付金制度（以下「牛・豚マルキン」という。）で補填金の交付があった場合、独立行政法人農畜産業振興機構が公表する1頭当たりの（肉豚については見込みの）標準的生産費から1頭当たりの（肉豚については見込みの）標準的販売価格を減じた額に0.1を乗じた額に交付対象頭数を乗じて得た額 (2) 事務費、手数料	(1) 1/2以内 (2) 知事が必要と認めた額		
3 経営改善支援	県内農業協同組合等	経営改善のための税理士等による専門的経営指導に要する経費	1/3以内		

<p>4 養鶏経営支援</p>	<p>鳥取県養鶏協会、養鶏農家 ただし次に掲げる事項全てを満たす者</p> <p>(1) 個人の場合、令和4年所得税青色申告決算書の収入から経費を引いた差引金額（ただし収入から令和4年度畜産経営緊急救済事業費補助金及び同様の市町村補助金を除く）が、令和3年と比較し10%以上減少していること。法人の場合、直前の事業年度の売上総利益（粗利）が、前年の売上総利益の合計額と比較して10%以上減少していること。なお、法人の粗利の算定にあたっては、売上原価に、販売費及び一般管理費（以下「販管費」という。）のうち物価高騰の影響を受けたと認められる荷造運賃費等を含めて算定することができる。本算定を以下「広義の粗利」という。</p> <p>(2) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間中、営農を行っていること。</p>	<p>(1) 肉用鶏 令和5年4月1日から令和6年3月5日までににおける出荷羽数に15円を乗じて得た額</p>	<p>1/3以内 ただし売上総利益（粗利）もしくは広義の粗利の減少額が30%未満の場合は1/6以内</p>		<p>令和6年3月11日</p>						
<p>(2) 採卵鶏 令和5年2月1日時点における飼養羽数に6.1を乗じて得た羽数に、15円を乗じて得た額</p>	<p>令和6年3月22日</p>										
<p>5 和牛繁殖経営支援</p>	<p>県内農業協同組合</p>	<p>令和5年4月13日から令和6年3月7日までの和子牛のセリ出荷時に係る輸送費の補助</p> <p>(1) 外部委託 1頭あたりの輸送額から以下の基準額を減じて得た額</p> <table border="1" data-bbox="819 1209 1290 1345"> <tr> <td>いなば農協管内</td> <td>3,300円/頭</td> </tr> <tr> <td>中央農協管内</td> <td>3,300円/頭</td> </tr> <tr> <td>西部農協管内</td> <td>5,500円/頭</td> </tr> </table>	いなば農協管内	3,300円/頭	中央農協管内	3,300円/頭	西部農協管内	5,500円/頭	<p>1/2以内</p>		<p>令和6年3月22日</p>
いなば農協管内	3,300円/頭										
中央農協管内	3,300円/頭										
西部農協管内	5,500円/頭										

		(2) 自家輸送 燃料使用量（農場から市場までの往復距離を標準燃費（5km/ℓ） で除して得た数値）に燃料高騰額25円及び頭数を乗じて得た額			
6 公共牧 場支援	鳥取県畜産振興協会	令和5年4月1日から令和6年3月5日における預託牛1日1頭あ たり110円の飼料費	1/2以内		令和6年3月 11日